

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.4%
全職員	70.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	95.3%
本庁課長補佐相当職	98.2%
本庁係長相当職	94.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.0%
31～35年	95.8%
26～30年	88.8%
21～25年	93.6%
16～20年	88.6%
11～15年	93.9%
6～10年	93.0%
1～5年	90.6%

【説明欄】

- ・「全職員」の男女の給与の差異に関して、相対的に女性の会計年度任用職員の比率が高いことにより差異が大きくなっている。
- ・「—」と記載している欄については、女性職員がいなかったものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.2%
全職員	68.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号級であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	98.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.4%
31～35年	94.9%
26～30年	85.9%
21～25年	93.4%
16～20年	93.0%
11～15年	95.6%
6～10年	92.5%
1～5年	95.3%

【説明欄】

- ・ 「全職員」の男女の給与の差異に関して、相対的に女性の会計年度任用職員の比率が高いことにより差異が大きくなっている。
- ・ 「—」と記載している欄については、女性職員がいなかったものである。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。